令和４年８月２日

各認定訓練施設代表者　殿

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長
神奈川県知事　黒岩　祐治
（　公　印　省　略　）

かながわBA.5対策強化宣言に係るご協力のお願いについて（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

県は、国が新たに創設した、オミクロン株「BA.5対策強化地域」の指定を受け、本日、令和４年８月２日から８月31日までの間「かながわBA.5対策強化宣言」を行うこととといたしました。

事業者の皆様には、改めて、次の事項をお願いいたします。

○　人が集まる場面では、適切な換気や入場者の整理・誘導、マスク着用などの感染対策の徹底をお願いいたします。

○　従業員の感染が疑われる場合は、まず、「自主療養届出制度」の活用を促していただくようお願いいたします。また、この制度による届出を受けた場合は、確定診断のために医療機関へ行くことを求めず、休暇を認めてくださるようお願いいたします。

その他別添「第64回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（抜粋）」のとおりお願いさせていただきます。

引き続き、ご理解、ご協力をお願いいたします。

別添
１　知事メッセージ
２　「第64回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料（抜粋）」

問合せ先
産業労働局労働部産業人材課
技能振興グループ　上野、冠木
電話　045（210）5720

知事メッセージ

第７波とも言われる、新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。

本県も、連日、１万人を超える新規感染者が発生し、診療を求める多くの方で医療機関の発熱外来が大変混み合っています。

また、病床も中等症の病床使用率が 80％を超え、「医療のひっ迫」が現実のものとなっており、病床や人員といった医療資源を、重症化リスクの高い方に「重点化していく」ことが必要となっています。

加えて、一人ひとりの感染防止対策の徹底により、新規感染者の減少を図ることが重要です。

そこで、県は、国が新たに創設した、オミクロン株「BA.5（ビーエーファイブ）対策強化地域」の指定を受け、総力を挙げた取組を行うため、本日、「かながわ BA.5 対策強化宣言」を行うこととしました。

宣言に伴い、県民や事業者の皆さんには、改めて、次の事項をお願いします。

（基本的感染防止対策の徹底）

○　これからお盆で移動も多い時期を迎えますが、あらためて、適切なマスクの着用や効果的な換気、いわゆる三密の回避といった「Ｍ・Ａ・Ｓ・Ｋ」による取組、会食は少人数で短時間、「マスク飲食」の実践など、基本的感染防止対策を実践し、「一人ひとりが徹底用心」をお願いします。

○　また、高齢者や基礎疾患がある方など、重症化リスクの高い方を感染から守るために、ご本人や同居家族の方は家庭内でもマスクを着用するなど、「うつさない、うつらない」行動をお願いします。

○　さらに、ワクチンは感染予防や重症化予防に効果があることが示されています。若い方は３回目接種を、高齢者など条件を満たした方は４回目接種を、ぜひ積極的にご検討ください。

（自主療養届出制度の活用）

○　のどの痛みなど、感染が疑われる場合、重症化リスクが高い方を除き、抗原検査キット等のセルフテストで感染を確認し、県への届出によって医療機関を受診することなく自主的に療養する「自主療養／届出制度」の活用を第一にご検討下さい。

○　既に多い日では１日４千人近い方々から自主療養の届出をいただいています。症状が悪化した場合は「コロナ 119」に相談でき、また療養後の保険請求も可能です。医療のひっ迫を防ぐため、より多くの皆さんにご活用いただきますよう、改めて、強くお願いします。

○　また、感染時に「自主療養／届出制度」が活用できるよう、日頃か

ら、抗原検査キットや食料品、解熱剤等の備蓄に努めてください。

○　事業者の皆さんは、従業員の感染が疑われる場合は、まず、「自主療養／届出制度」の活用を促していただくようお願いします。また、この制度による届出を受けた場合は、確定診断のために医療機関へ行くことを求めず、休暇を認めてください。

県は「地域医療全体でコロナに対応する」ことを目指し、これまでコロナ患者を受けてこなかった医療機関に少しでも外来や入院を受け入れていただくよう呼びかけを行うなど、関係団体とも連携し、医療提供体制を可能な限り強化します。

同時に、全国に先駆けた本県の「自主療養／届出制度」について、セルフテストに必要な抗原検査キットの流通が安定するよう国等に働きかけを行うほか、県内の医療機関や薬局、行政機関において、感染が疑われ自主療養を希望する方に抗原検査キットを配布するなど、この制度を多くの皆さんに活用いただき、限られた医療資源を重症化リスクの高い方に重点化できるよう、全力を尽くします。

全ての県民、事業者、医療機関など、皆さんの総力を挙げた「県民総力戦」で、この難局を乗り切っていきたいと思いますので、引き続き、ご理解、ご協力をおねがいします。

令和４年８月２日

神奈川県知事　黒岩　祐治

「BA.5対策強化宣言」を踏まえた県の取組について

令和４年８月２日

BA.5対策に係る国の方針

社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立に向けた対応

令和４年７月29日　新型コロナウイルス感染症対策本部決定の概要

Ⅰ　現状

○ 新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株のＢＡ．５系統を中心とする感染が急速に拡大しており、全国の１日の新規感染者数は20万人を超え、昨冬のピークの２倍に達している。

○ また、感染者の急増により発熱外来を中心に医療施設や介護施設への負荷が急速に高まっており、救急搬送困難事案も地域差はあるが急速に増加している。また、従業員が感染者や濃厚接触者となることにより業務継続が困難となる事業者も増加している。

○ このような状況を踏まえ、改めて、個々人の基本的感染対策と事業者の感染リスクを引き下げる適切な対策の徹底を行いながら、できる限りの社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避を両立できるよう、取り組んでいくことが必要である。国は、これまでの対策に加えて、下記の支援・対応を行う。

Ⅱ　社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援

１．ＢＡ．５対策強化地域

①病床使用率が概ね50%超又は昨冬のピーク時を超える場合、かつ②入院患者が概ね中等症以上等の入院医療を必要とする者である場合など、医療の負荷の増大が認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県が「ＢＡ．５対策強化宣言」を行い、（１）（２）のような協力要請又は呼びかけを実施。
国は、当該都道府県を「ＢＡ．５対策強化地域」と位置付け、（３）の支援を行う。
地域の実情に応じて、都道府県が（１）（２）以外の対策を講じることは可能。

２．対策例と国の支援

（１）住民への協力要請（新型インフル特措法第24条第９項）又は呼びかけ

①基本的感染対策の再徹底（「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等）
②早期にワクチンの３回目までの接種を受けること、高齢者や基礎疾患を有する者、重症化リスクが高い者は早期に４回目接種を受けること
③高齢者や基礎疾患を有する者、同居する家族等について、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控えること
④帰省等で高齢者や基礎疾患を有する者と接する場合の事前の検査
⑤高齢者施設等の利用者のお盆等の節目での検査
⑥飲食店での大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用
⑦症状が軽く重症化リスクが低いと考えられる者は、発熱外来の受診に代えて、都道府県が行う抗原定性検査キットの配布事業の活用も検討すること
⑧無症状の者は、都道府県が行う無料検査事業を活用すること
⑨救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること

（２）事業者への協力要請（新型インフル特措法第24条第９項）又は呼びかけ

①在宅勤務（テレワーク）等の推進
②人が集まる場所での感染対策の徹底
③高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化
④飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行うこと
⑤大人数での会食の場合は参加者への事前検査を促すこと
⑥大規模な参加型イベントは、十分な人と人との間隔の確保又は参加者への事前検査等を促すこと
⑦国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画に基づき、事業の継続を図ること

（３）国の支援

○ 都道府県の上記（１）（２）をはじめとする感染対策がより効果的・効率的に実施できるよう、関係省庁及び各所管団体等との連携・調整、好事例の提案・導入支援、感染対策に関する助言・指導
○ 必要に応じて国からのリエゾン職員の派遣　　等

Ⅲ　病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応

１．病床のひっ迫回避に向けた対応

（１）病床等の確保・稼働

・「全体像」の最大確保病床・ベッド数約５万の全面的な稼働に向けて、フェーズ引上げによる病床等の即応化を進める。
・病床を補完する「臨時の医療施設」等の整備や高齢の患者に対応した機能強化を図る。

（２）入院対象者の適切な調整

・症状の程度にリスク因子を加味する等して、重症者をはじめとする入院治療が必要な患者が優先的に入院できるよう調整を図る。

（３）高齢者施設等における医療支援

・入所者に陽性者が発生した施設等に対する①連絡・要請から２４時間以内に感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制の稼働、②全ての施設等において必要な場合に医師・看護師による往診等の医療支援を要請できる体制の確保を図る。

（４）病床の回転率の向上（転院・退院支援等）

・①高齢の患者の転院・退院先となる後方支援病院等の確保・拡大、②療養解除基準を満たした患者の転院調整、③早期退院の判断の目安を４日とすること（※）の周知等の徹底を図る。
※ 入院から４日目以降に中等症Ⅱ以上となった患者は極めてまれであるという知見に基づくもの。

２．診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）のひっ迫回避に向けた対応

（１）発熱外来自己検査体制の整備

７月２１日に全国の都道府県等に発熱外来自己検査の体制を整備するよう要請。

① 抗原定性検査キットの供給体制の強化
発熱外来ひっ迫への対応として、国が抗原定性検査キットを買い上げて都道府県に配付（※）を行う。都道府県等への個別の支援も行いながら、体制の整備を進める。卸の流通在庫を増やすために国が調整支援を行う。
※ 第１弾：約1200万回分、第２弾：約1200万回分（予定）

② 発熱外来を経ない在宅療養の仕組みの先行事例の横展開
健康フォローアップセンター等に医師を置く等した上で、発熱外来を経ずに自己検査の結果を都道府県等にWEB等で登録することで、在宅療養とする仕組みを周知し、発熱外来に負荷をかけることなく療養者を迅速に支える好事例（例えば、東京、神奈川、沖縄等における取組等）を横展開する。

（２）療養開始時の検査証明を求めないことの徹底

職場等において、療養開始時に発熱外来での検査を求めないことを要請する。併せて、My HER-SYSの画面提示により、療養開始の証明ができる旨の周知を図る。

※　（１）（２）のほか、発熱外来の公表が遅れている都道府県への働きかけを強化する。

（内閣官房資料より）

BA.5対策強化宣言の適用について

○　本県の病床使用率は80%を超え、医療体制のひっ迫が現実化。新規感染者の抑制と、医療資源のハイリスク者への重点化が必須。

○　「お盆」など、人の移動が活発になる時期を控え、国が新たな制度を打ち出した、この機を捉え、速やかに宣言を行い、県民一人ひとりの感染防止対策の再徹底、セルフチェックによる自主療養を促す、強いメッセージを発信する意義は大きい。

かながわBA.5対策強化宣言の発出！

BA.5対策強化宣言の概要

かながわBA.５対策強化宣言

適用期間　　令和４年８月２日（火）～令和４年８月31日（水）

かながわBA．５対策強化宣言

８月２日（火）～ ８月３１日（水）

県民向け

１ 一人ひとりが徹底用心

（1）県民への要請（法24条9項）

〇M･A･S･Kなど基本的な感染防止対策の再徹底
- 適切なマスクの着用、三密の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等
- 会食の際は、短時間、少人数で、マスク飲食の実践

〇高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクの高い方を感染から守る対策の徹底
- 高齢者や基礎疾患のある方や同居家族は家庭内でもマスク着用などの「うつさない、うつらない」対策の実施

〇マスク飲食実施店の利用

（2）法によらない働きかけ

〇ワクチンの3回目接種、 4回目接種の積極的な検討

〇感染時の「自主療養届出制度」の活用に備えた抗原検査キットや食料等の備蓄

２ セルフテストと自主療養

〇体調に異変を感じたら抗原検査キットによるセルフテスト（法によらない働きかけ）

〇感染した場合はハイリスク者以外の方は「自主療養届出制度」を第一の選択肢に（法によらない働きかけ）

かながわBA.５対策強化宣言

８月２日（火）～ ８月３１日（水）

事業者向け

飲食店等

１ 協力要請（法第24条第9項）

〇短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨
〇飲食店等での感染対策の強化、特に換気とマスクの適切な着用・マスク飲食
〇業種別ガイドライン遵守

２ 法によらない働きかけ

〇マスク飲食実施店認証制度の取組の継続

大規模集客施設等

協力要請（法第24条第9項）

〇人が集まる場所での感染対策の徹底
・従業員への検査の勧奨　・適切な換気　・手指消毒設備の設置
・入場者の整理・誘導　　・発熱者等の入場禁止
・入場者へのマスクの着用等の周知
〇業種別ガイドライン遵守

かながわBA.５対策強化宣言

８月２日（火）～ ８月３１日（水）

事業者向け

イベント

○次の人数上限を遵守（法第24条第９項）

大声 ※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人以下の施設	10,000人超の施設
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
なし	チェックリスト公表（安全計画なし）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	安全計画策定 ※2		収容定員まで可	

※１ 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
※２ ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提

○感染防止対策の徹底（法第24条第９項）

○業種別ガイドライン遵守（法第24条第９項）

その他①

【事業者全般に対して①】

○　職場における感染防止のための取組（テレビ会議の活用等）（働きかけ）

○　在宅勤務（テレワーク）等の推進（働きかけ）

○　業種別ガイドライン遵守（法第24条第9項）

【事業者全般に対して②】

○　従業員や児童生徒等から「自主療養届出制度」の届出を受けた場合、証明のための医療機関の受診を求めず、休暇を認める。（働きかけ）

その他②

【高齢者施設、学校・保育所等の感染対策強化】

- ○ 高齢者施設における入所者・従事者のワクチン4回目接種の促進（働きかけ）
- ○ 高齢者施設の入所者・従事者や保育士・教職員等の体調異変時のセルフテストの推進（法第24条第9項）
- ○ 高齢者施設や学校・保育所等における抗原検査キットの備蓄促進（働きかけ）
- ○ 高齢者施設での基本的感染対策に配慮した面会の推進（法第24条第9項）
- ○ 学校での部活動や課外授業等における感染リスクの高い活動に関する工夫（法第24条第9項） 等

その他県の取組

【病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応】

１．病床のひっ迫回避に向けた対応
　○　病床確保フェーズの適切な運用
　○　コロナ入院対応を行ってこなかった病院の病床確保の協力の働きかけ
　○　コロナ患者の外来を受け入れてこなかった医療機関の発熱等外来患者の受入協力
２．発熱外来のひっ迫回避に向けた対応
　○　自主療養届出制度の更なる活用
　○　事業者に対し、従業員や児童生徒等から「自主療養届出制度」の届出を受けた場合、証明のための医療機関の受診を求めず、休暇を認めるよう働きかけ
３．自主療養届出制度を活用しても、保険金請求が可能であることを周知
４．コロナ119番の運用体制充実
５．抗原検査キットの配布体制の構築
６．ワクチンの３回目接種、４回目接種の推進

【かながわ旅割】

○　感染症対策の基準となるレベルは2を継続し、社会経済活動との両立の観点から「かながわ旅割」事業は当面継続